

々とかという利用者は5%ぐらいという実態です。ですから、私たちは併用の契約をればいいと。その人が求める使い方といいますか、利用の仕方に則した契約を求めるべきだろうと。

我々は最初からこの日払いについて課題を言っているわけですが、今日の資料の後半でもいみじくも出てきますが、人材確保支援等々を含めて、本当に事業者が安定した経営を求めてという言葉の裏は、要は人材の確保につながり、そして質のよいサービスを継続して続けていくということから、必死になって本当に絞り出す声で言っているわけですから、そういう意味も含めて考えていただきたい。

それから、私たちの団体特有の話かもしれませんが、自立支援法の実態として、就労継続支援のA型事業で日払いになることでかなり矛盾があると。要は、A型は雇用契約と利用契約と両方を契約しなければいけないわけですが、雇用契約で認められている年休、ここがその実態の利用者の姿と事業の運営の実態との乖離といいますか、非常に大きな矛盾を抱えているので、この辺から含めても、我々は、望む人は契約として日払い契約をすればいいし、基本的には月払い契約でいくべきではないかというふうに思っています。日払いについては以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。それでは、はい、どうぞお願いいたします。

#### ○藤井障害福祉課長

竹下委員と星野委員のご質問に同時に答えるような形になりますけれども、ここは皆様方の資料と申しますと、4ページのポンチ絵の下の部分の記述と7ページの課題の部分の下のほうの記述ですね。この辺りはある意味では裏があるのではないかというふうに思いますけれども、確かに、もとより私どもも、先ほど星野委員がおっしゃったような自己負担の上限額との関係でどんな実態になっておるのかというところまで実態を把握しておるわけではございません。むしろ、制度的な仕組みとして月払いではなくての日払いという形にいたしますと、まさにサービスの提供なり、それに対する支払いが日々生じてくるということになるわけですから、利用者のほうで例えば同じ1週間でも何日かはA事業所に行き、何日かはB事業所に行くというような、そういう選択が認められるということで、そうなりますと、事業者のほうの利用者から選ばれる対象になると、やはり利用者にとってみればできるだけ質の高いサービスが提供されるような事業者を選ぶことにはならないかといったようなそういう考え方の基で4ページの下の部分の記述はしてございますし、その逆と申しますか、7ページのほうは、それを月払いに戻すといたしますと、逆に複数の事業所に1カ月分の報酬をそれぞれ支給せざるを得ないような形になるものですから、これはA事業所、B事業所というふうに同じ日中活動でも2つの事業所を使われるといたしますと、月払いですとそれぞれ1カ月分の報酬を支給するような形になる

ものですから、こういうようななかなか難しい問題も生じるのではないかということを書いておるところでございます。

○潮谷部会長

ありがとうございました。竹下委員、星野委員、ただいまの説明でよろしゅうございますか。

○星野委員

全然納得できません。ちゃんと答えてくれてない。

○竹下委員

そうなんです。全然答えになってない。

ちょっとよろしいですか。

○潮谷部会長

どうぞおっしゃって。

○竹下委員

長くなります。

答えにくいのはわかりますけれども、それはやはり違うと思うんです。例えば、その後ろに評価のところこういうふうに言っているわけでしょう。「利用者本位の観点から、日払い方式等のサービス体系を維持しつつ」というふうに、もう既にどこまでか前提をつくってしまっているわけですよ。それ、本当に本質に沿っているのかと言いたい。要するに、今の日払い方式は、ずっとこういうふうに出ているけれども、現実には日払い方式のために、休みたいけれども休めないという声が強いわけでしょう。それはまさに利用者本位じゃないわけですよ、既にね。しかも僕は、サービスの複数事業を利用することから来る重複払いというものを調整する技術的なことは可能だと思うのに、それを何か技術的にやらないでにおいて、いわば本末転倒といいますか、日払いにしていれば事業所の質の低下を招いている。そのくせ利用者本位だとか、それから質のいい事業所をつくろうとしているというのは、どうもそこは矛盾していると思うので、こういう評価をする上で、やはり実態を少し数字の上でも、あるいは具体的な事業所の声なども聴取した上で評価すべきだろうというふうに思います。以上です。

○潮谷部会長

星野委員。

○星野委員

同じでございます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。

はい、西村参考人。

○西村参考人

失礼いたします。この自立支援法ができてもう間もなく3年が来ようかという時期が出て、実際に移行されておる、自立支援法の適用を受けてやっておる数字と内容と、この趣旨と目的と、日払いと月額のおいゆる極端な説明かも知れませんが、実際に移行ができていないというのが実績が物を言っていると思うんですよ。だから、その辺りを謙虚にやはり厚労省は受け止めて改革するべきであって、日払いといわゆる月払いの論点で云々ということに時間をつくるよりも、もっといわゆる今の制度と現実にあった仕組みと制度簡素化、これをきちっと国民のためにやるべきであって、やはり組織のためにやる労働省ではないと思います。

それと、今回のいわゆる労働関係の問題にしましても、非常に社会保障の枠を超えた、非常に障害者を無視した仕組みと制度になっておるということは私は明らかだと思います。結果で物を言えると思うんです。だから、毒まんじゅうを幾ら食っても後出すところがないというのが現状だと思います。知的障害者に、やはりサービスの体系を何々であなたこうしなさいと枠して、それでこの中には自己選択を云々とかいうふうな表現もありますけれども、現実と制度が違っておるということをやはり認識していただきたいし、この制度の中には、やはりばらばらなんですね。1つずつ説明されたら非常に美化されて厚労省は説明されていますけれども、実際にやはり一人の人間が生きていく上に必要な制度ではないんですね。と私は認識しておりますので、その辺りまで、きちっと整合性のある制度にこの際に直していただきたいことと、やはり日払いであっても、もっと安定した人員確保のできる制度仕組みにしていきたいことと、3年間いわゆるこれは費用を凍結していますから、やはりことしの4月、21年の4月からは今の現状でざっと計算すれば9%以上の報酬単価アップを要求したいと思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

お願いいたします。野沢委員。

○野沢委員

日払いが非常に評判が悪い中で、私こんなこと言うと袋だたきに遭いそうなんですけ

れども。消費者側というか利用者側から見ますと、いろんなサービスがパックになって提供されるよりは、その日のというか、そのときの体調だとか気分だとか好みだとかに合わせて利用者側がそれを選ぶというもののほうが私は断然いいと思うんですね。原則的にはいいと思います。それが日払いなのか昼夜分離なのか、議論はいろいろあるんでしょうけれども。それともう一つは、よいサービスを受ければ受けるだけ、その分障害者はどんどん変わっていくと思います。成長していくと思います。成長していくとそれまでのよいサービスでは飽き足らなくなってくる。これは宿命だと思うんですね。サービスを提供する側と受ける側の関係性の宿命だと思っているんです。そういう微妙な緊張関係の中でサービスを提供する側もどんどん良いものを追求していくわけで、障害者だけそういうものから取り残されていいはずはないと私は思っています。

ただ、それで結局そのサービスを提供する側がつぶれてしまつては、やはり利用者側に一番しわ寄せが来るんじゃないかと言われると、それはそのとおりだと思うんですね。だから、「市場を福祉に持ち込むな」と言われる気持ちはわかりますけれども、その辺は何か折り合いをつけてほしいなというのがあります。

それと、でも果たして本当にそうなのかなということのをちょっと考えてみたりするんですね。私は静岡県の熱海の生まれです。昭和30年代、40年代なんていうのはホテルが大隆盛でして、もう平日からばんばんにぎわっていました。ところが、団体仕様の大きなホテルなんてもう使えなくなってきた、社員旅行する会社なんてなくなってきた、その後は惨憺たる状況なんですね。じゃあ、今どうなっているかと言えば、小さなペンションができてきたり、家族用の内風呂がある小さな旅館ができてきたり、小さなリゾートホテルやマンションが出てきたりして、またどんどん町が変わっていくんですね。古くて利用者側から、消費者側から選ばれなくなってきたものがなくなって行って、あるいはそういうところが新しい消費者のニーズに合わせて変化していくことによって、その時代に対応したものが生まれてくるんじゃないか。むしろそうしなければ時代に対応したものが生まれてこないんじゃないかというふうにも思ったりするんですね。

それともう一つ。個別給付にしる市町村事業にしる、やはり公費が使われているわけで、納税者の納得のいくような使われ方をしなければ長期的に見たら信頼は失われていくだろうし、障害者福祉にはもっと公費が欲しいわけですがけれども、やはり真に納税者の理解を得なければ限界はあるんじゃないかなということも思っています。じゃ、それがどういう在り方が正しいのかということは、もっと議論しなければいけないとは思いますがけれども、やはり納税者は障害者のためにお金を障害者福祉に投じているのをわかってくれるわけで、消費者である障害者の選択、障害者のニーズというものを最優先してサービス体系の在り方を考えていくべきだと私は思っています。

それと、障害福祉の分野は本当に消費者の側の意見というものなかなか出てこないなということも私、常々考えているんですね。私も育成会に随分長いことお世話になりましたけれども、育成会は知的障害者としては一番の消費者団体だと思うんですが、地

域の育成会を見ると、事業をやっているところがほとんどでして、本当に純然たる消費者団体たり得るのかといたらそうではなくて、むしろ事業者団体、事業する側の団体に近いんじゃないかなと思うんですね。

そういうことも踏まえて、あえて何か友達を失いそうで怖いのですが（苦笑）、議論を深めるために言わせていただきました。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございます。

佐藤委員。佐藤委員の後に安藤委員、お願いいたします。そして箕輪委員、広田委員、お願いいたします。そういう順序でとりあえずは。

#### ○佐藤委員

もっと後の課題のところで発言したかったのですが、今回はここでは黙っていようと思ったんですが、野沢委員が袋だたきに遭うかもしれないとおっしゃっていたので、私は少なくとも殴る側には回りませんということで、ちょっとこの場面でも発言をさせていただきたいと思います。

日払いと月払いの件に関して、かつて介護保険の議論がされていたときに、骨格があらわれてきて、ケアマネジメントに基づいていろんな利用ができますよと。このときに、私はもうその時点からずっと障害者福祉もそういう方向でやるべきだと考えていたわけですけれども、私、当時働いていた地域で通所型の小規模作業所がたくさんあったわけですね。多くは親の会の運営で、どこもかしこも非常に苦しい運営をしていたわけですけれども、今、埼玉県具体的に言うと東松山市とその周辺の町村なわけですけれども、みんなが同じように小さくて、同じように苦しい運営をして、なおかつ中身も同じようなことをみんなやっているわけですね。私は、やがて制度が変わったらみんなそれぞれ特色を出そうよと。うちに来れば1日じゅう陶芸のようなことをやったり、あるいは絵のようなことをやったり、うちに来れば1日じゅう働いて何かお金を得るようなことができる。うちに来ればいろいろと屋外で遊ぶようなことが中心のプログラムだと。それぞれがプログラムを持つことによって、今日はここに行こう、あしたはここに行こうという、この狭い地域の中に幾つもある小規模の作業所が全部同じことをやっているから、とりあえず一番近いところに行ってオーケーだということに、そこしか行く場がないけれども。ここはみんな作業所同士も手を結んで、いろんなふうな使い方をすればもっと利用者の生活は豊かになる、そういう制度になるはずだとさんざん言って、結果的にはだまされたと批判されましたけど。何もそんなことになっていないじゃないですかと。いろいろ日を経て、その後自立支援法になって、確かにそういう使い方ができるような形は整ってきた。だから、私はやはりこのことはとても大事なことだと思います。

ただ、運営上の問題がいろいろある中で、厚労省も取ってつけたようにこのほうがい

いんだというちょっと無理な理屈づけをしたり、あるいはもっと私悪いと思うのは、事業者を単に競争させるということで、そのことがいい施設を生むはずだと言うけれども、この間、競争社会になって何が出てきたかという、余りいいことは出てきていないですよ。偽装だ、隠ぺいだという話ばかり出てきているじゃないですか。だから、もっとそこは基本的に、利用者が本当にどうやったら楽しい暮らしができるのか、今よりも充実した毎日を送れるのかということに関して、それぞれの事業者がきちんと安定した運営ができるような報酬を考えながら、なおそこにいろいろなものをゆだねていって、利用者中心ということが本当に実現できるような形を整えていく。その際に、私はやはり原則としての日払い方式というのは非常に見込みのあるやり方だというふうに思っていて、これは紛れもなく利用者の側に一つの選択権を与えるために必要な措置だったと思います。

議論を進める際に、我々は今ここで議論していることは、施設をどうやって運営していくか、どういう仕組みの中だったら施設が安定して運営できるのかということを中心に議論しているわけではなくて、障害がある人が安心して生きていける地域社会づくりをどうするかということも議論しているんだと思いますので、その点で私は、日払い方式の原則は遵守しつつ、今ある問題を整理するというスタンスで議論を進めるべきだと思います。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

その後、安藤委員。

○安藤委員

安藤です。1ページに関してですが、サービス体系ですけれども、この体系と申しますのは現状において反対する人はいないんじゃないかと思うんです。この体系については、私たち障害者団体もほぼ賛成できると思うんです。

ただ、この体系をきちんと効果的に活かしていくためのインフラというか基盤面の整備が課題と思うのです。一つは、障害者にもいろいろありまして、24時間介護や見守りを必要とする重度の障害者の問題を考える必要があると思うのです。サービスの利用が重なるなど、多くなれば多くなるほど負担がかさむというような現状の是正が必要だと思うのです。また、皆でささえる福祉とありますが、重度の障害者の皆さんの場合、支えるだけの所得がないことを理解すべきです。このように所得保障がないという現実をきちんと押さえる必要があるんじゃないかと思うんです。したがって、このようにサービス体系の問題については、基盤がしっかりしているかどうかをまず分析し、整理する必要があるんじゃないかと思うのです。

次の下のほうの米印の「なお」の①の障害程度区分ですけれども、この障害程度区分

については3年前に見切り発車的なスタートをした経過がありまして、基本的には、介護保険がモデルになっているとの批判が今まで出てきています。

聴覚障害者の場合でも、聴覚障害者の特性がきちんと反映されるというような大きな課題があります。したがって、精神とか知的障害者を含めた個々の障害者の特性をきちんと反映させるような区分に持っていく必要があると思うんです。

次に、②ですけれども、市町村の個別の判断により支給を決定するんですけれども、このことがサービスの全国的な格差を増長させている感じがするんです。この市町村の個別の判断には、厚生労働省の丸投げというか、無責任な姿勢があるのではないかと思うんです。

一つの例で言いますと、聴覚障害者のコミュニケーション支援事業の場合でも、手話通訳者に対する謝礼とか登録資格等が全国一律ではないんです。

私たちは、厚生労働省で要綱的なものを作成して、全国一律に公正に利用できるようにしてほしいとお願いしているんですけれども、厚生労働省は、地方分権とか市町村の判断とかと言って、まともに取り組もうとしないんです。

したがって、市町村の個別の判断というところを整理して、必要なら全国一律に実施する方向で考えることが必要ではないかと思うんです。

次に、③ですけれども、「地域の実情に応じて事業を実施する」ですが、地域の実情ですけれども、私は宮崎にいますけど、財政的に厳しいところでありまして、障害者医療面でも他の地域と違った厳しさがあります。宮崎県の場合、障害者のニーズに沿った単独事業の事業とか、独自の軽減策は全くできないのです。財政が豊かな市町村では、市町村独自での軽減策がなされています。このような全国的な格差を解消して、サービス体系が全国一律、公平にできるように厚生労働省は考えていく必要があると思います。以上です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

確認をさせていただいて、安藤さん、よろしゅうございますか。まずは、このサービス体系の在り方そのものに現状として問題をはらんでいると。とりわけ、その中で障害程度区分というのが、客観的尺度として見ていくことに困難性があるからということで、市町村に任せているということはある意味では丸投げではないか。それと、地域の実情に応じてというそのことが、結果論としては市町村の財政問題と絡んできて格差をつくっているのではないかという、こういう趣旨で受け止めてよろしゅうございますでしょうか。はい、ありがとうございます。

引き続き、箕輪委員、お願いいたします。

#### ○箕輪委員

16ページのところまで順番で一息でいいですか。

○潮谷部会長

地域生活支援事業は後のところでということ。

○箕輪委員

わかりました。

まず、先ほどから話題になっております「日払いか月払いか」についてです。企業と福祉の事業運営について違う部分はあるかもしれませんが、お客様のニーズに合った商品をつくり、お客様に喜ばれるサービスを提供するという点に違いは無いと思います。お客様がご来店されない日や商品が売れない日も含めて事業が継続できるような経営をします。商品もサービスも地域のニーズにあったものを提供しなければお客様にはご来店いただくことはできません。サービスの質を維持できない理由が日払い、月払いなのかというと、そうではない要因もあるのではないのでしょうか。

限られた報酬の中でも赤字にならないよう工夫をし、サービスの質を維持している就労移行事業者もあります。例えば、固定経費である家賃を抑えるために、貸しスペースを活用したサテライト事務所にし、就労訓練を全て企業内（施設外）で行うことで、訓練スペースや設備を持たなくて済むうえに、本当の仕事に携われるのですから一石二鳥です。送迎も、朝夕のみなのであれば自前の車を持つ必要がないのですから、地域で契約をして必要なときだけ配車していただくようにするなど、限られた収入の中で、お客様にとって必要なサービスを提供しようと工夫や努力をしている事業も数多くあります。

「日払い」が「月払い」にかわったら、本当に全ての事業所のサービスの質が向上するのでしょうか？自立支援法が施行される前は、全ての事業所のサービスがお客様にご満足いただいていたのに、自立支援法の施行にともなってサービスが低下したのでしょうか？全国40くらいの都道府県にうかがい就労支援事業者や特別支援学校を見せていただきますが、販売されるあてのない物を延々とつくり続けていて、つくった物はそのまま廊下に高く積み重ねられている事業所もありました。

野沢さんおっしゃったように、やはり事業者の運営に関することと、障害のある方が少しでも豊かな生活ができるように考えることとは、分けて考える必要があると思います。その2つは相反してしまう部分もあるのかもしれませんが、やはり障害のある方ご本人のことを一番に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

先ほど、精神の方で突然お休みされることがあるというお話がありましたが、精神の方に限らず、体調が悪いために、当日利用をキャンセルする方はいらっしゃると思います。もともと予約が入っていたのに当日キャンセルが発生した場合については、キャンセル料をいただくわけにはいかないと思いますので、別な方法で補償する仕組みがあれば良いのではないのでしょうか。就労移行支援は、サービスの質が高いからこそ利用者が次々に地域



移行し、瞬間的に利用者が減少するということが発生します。それについても、「月払い」ではなく、成功報酬的な仕組みの方が質の向上につながると思います。

そもそも利用者が少ない理由には、いくつかの種類があると思います。そもそも住民がいない地域の事業者と、人は住んでいるのに利用されない事業者とでは対策が大きく異なります。審議会の委員の皆さんがご存じの事業所はお客様に満足いただいている事業所ばかりなのかもしれませんが、実際に各地を歩いてみると、サービスの質をもう少し向上していただきたいと思う事業所も目にします。繰り返しになりますが、「月払い」でサービスの質が向上するのでしょうか？

それから、9ページにある標準利用期間についてですが、学校と比較して申しわけないのですが。もし間違えていたら宮崎先生にご指摘いただきたいです。例えば訓練校にしても特別進学校にしても、必ず卒業までの期間が決まっています。卒業時期が決まっているからこそ、その時期にまでに目標をたて、育てようと努力をされるため、成果がどんどん上がっていると思うのです。仕事でも、期日が決まっているからこそ、その期日までに結果を出すように努力をします。やはり、2年以内にやれることをやっていただいて、例えば、就労移行支援で、もううまくいかなかったという場合には審査会で、利用者の適性などを審査されると思いますが、事業者の適性についても同じように審査していただく必要があるのではないのでしょうか。利用者の方が目標を達成するために、今利用している通っている事業者が最適なのかを見極めることも重要です。それから、就労支援なので、地域の求人状況も把握する必要があると思います。障害のある方に限らず求人が厳しくなっている時期もありますが、2年間の中で利用者は就職の準備が整ったのに求人が全く出なかったのであれば、事業所のサービス内容も変わってくると思います。利用者の適性、事業者の評価、それから求人状況、労働市場など様々な角度から審査したうえで、利用期間を延長することで課題が解決できると判断するならば、その個人の期間を延長すれば良いのではないのでしょうか。実際に、自立支援法の施行にともない、利用期間が定まったことで、地域での就職に結びついたという方もいます。質問なのですが、自立支援法の施行から2年を経過し、就労移行业が2年間でどうなったのかデータがあればお示しいただきたいのですが、2年かからずに1年以内に就職した方もいらっしゃると思います。そのようなケースがどれだけ実際にあったのでしょうか。それから、支給決定が1年ごとですので、2年間たった結果を確認していただいて、うまくいっている事業者の話ももっと聞きたいです。

最後ですが、12ページに「新体系への移行の中で全体で28.2%だけが移行している」と記載されていますが、それが多いのか少ないのかは別として、これから移行を促進することを検討するのであれば、やはり進まない要因というのをしっかりと把握していかないと有効な対策が立てられません。移行が進まない要因とあわせて、移行が進まなかったときに、障害のある方にどういう影響を及ぼすのか、障害のある方にとって移行が進まないために不利益をこうむることはないのかもお聞きかせたいと思いました。以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

箕輪委員のほうからは後でも結構ということですが、事務局、何かありますか。

○藤井障害福祉課長

今、箕輪委員からのご質問でございますけれども、地方関係のデータにつきまして、先般、就労支援の議論をお願いいたしましたときにかなり限られた範囲ではございましたけれども出させていただいたものと、それからあとつけ加えるといたしますと、正直これ、まだ施行後余り年数がたっておりませんので、箕輪委員おっしゃるような1年目とか2年目とか年数を追って就労移行支援事業において一般就労がどれぐらい進んでいるかということをあえて何がしかデータを用意するといたしますと、例えばこれ、平成17年度以前から同じような事業をやっていたところが私ども手元に把握している限りで3施設ほどございまして、3施設ですから非常にサンプルは少ないんですが、その3施設だけでデータを見ますと、1年以内で一般就労に移行した方58%、それから2年たちますと85%といったようなそういうデータ、繰り返しますが、これ3施設だけですけれども、手元にあるデータという意味ではこの程度でございます。

○潮谷部会長

箕輪委員の論点の中では、一つは9ページのところに絡んで申し上げますと、件数よりもむしろ事業主体として評価、事業主体の在り方も含めて評価というようなことがなされているのかどうかという、そういったことも含めての質問というふうに思います。それから12ページのところの28.2%というのは、進まなかった数的な背景の中にある要因、そしてその要因が何に基づいてそういった事態を招いているのかという分析の結果、そこ辺りが明確にされていかないと今後ともそれはなかなか難しい状態になっていくんじゃないかというようなご質問の要素がございました。

これは、やはり非常に範囲としては多面的な要素があると思いますので、次回出させていただくということで箕輪委員、よろしゅうございますでしょうか。何かそれでつけ加えて……。

○箕輪委員

とにかく2年間というのは本当に長い時間だと思います。1年間あればどれだけのことができるのでしょうか。どうしたら、人生の大事な1年間を充実させることができるのかを考えていただきたいです。訓練期間が短ければ短いほど、その後の、別な活動、別な人生を長く過ごすことができるということをお忘れないいただきたいということをつけ加えさ

せていただきます。

○潮谷部会長

そういったことですので、件数という形よりも、例えば非常に進んでいる事例として障害者の人に対して確実に計画的にロードマップをきちっとつくって、本人の持っている残存機能、さらにどういう方向性の中で導くかという、いわばケースマネジメントに関わるような手法の事例もありますよとか、あるいは、そうではなくて日にち、年数ということの中で関わっている事例もありますよとか、そういった件数以外のよい事例を出されるととてもわかってくるんじゃないかなと思うんです。そのことも含めて、ちょっと内部的に事務局側で検討していただければと思います。

○藤井障害福祉課長

はい、わかりました。

○潮谷部会長

それでは、引き続いて広田委員、お願いいたします。

○広田委員

発言を控えていようと思ったんですけれども、野沢さんが袋だたきに遭うと言うから、袋だたきに遭った者として、2年前に、10月31日に自立支援法の集会在日比谷で行われまして、1万何千人かの人が集まった。その中に横浜の作業所の私たちの仲間がいて、作業所が交通費を出して職員に連れてこられたという発言をここでしたら、事業者の人たちから袋だたきに遭って、名指しで私がたたかれているということで、名指しでたたくぐらいただたら本人にじかに言ってくださいとお電話をさせていただきましたけれども、そういうふうには言論の自由がないということですね。

それで、アメリカのADA法のようなものだと、障害者が一体化して、例えば重役をやっているダスティンみたいな人、後にクリントン政権に入ったジュディ・ヒューマンとかマイケル・ウィンターとか、そういう形でわかりやすいですね。ここは障害者部会と言うんですけれども、障害者の数よりも障害者以外の人の数が多くて、障害者部会という名前がふさわしいのかなというのはこちらに置いておいて、竹下さんと、いつも何か弁護士と検事さんになっちゃうんですけれども、さっきの日払いになるといわゆるコンシューマーが休めなくなるというのはまさにせつないですね。日比谷に連れて来られた仲間なんですよ。私も20年前にすばらしくない作業所に行っていましたから、もし20年前にやはりああいう集会有れば作業所の職員に連れてこられた一員なんですけれども、たまたま1年間後に民間企業で働いたから、今日ここにきて発言できているけれども、そういうふうな本当にいわゆる障害者本人の声に対して、ことしの10月31日には、ここに参考人として

おいでになった日本障害者協議会の藤井克徳さんが、2部の全国各地の声で、私もある人から日比谷でスピーチしてくださいと言われましたけれども、もうやめようよ自立支援法という集会に自立支援法の見直しをしている障害者部会に出ている人間が出ればややこしくなるでしょうということで、お断りしましたが、こういうふうにお話しされていました。

厚生労働省は数字をつくる。厚生労働省はうそをつく。どこがうそか私にはわかりません、占い師ではありませんから。厚生労働省はいなくなる。確かにいなくなりました。この3期務めさせていただいて、いなくなつて、前回も言いましたけれども、こういうことをやっているのは本当に遅いと思います、やっていることが。いなくなつたら速やかに後任がやると。そういう継続の中でやらなきゃいけないのに、この12月までばたばたとやっているということで、それで、障害者が見たときに、私、自立支援法の理念はいいなときこの説明を受けていて改めて思いました。私は勉強が足りなかったように思うんですけども、本当に障害者が自己選択し、自己決定し、自己責任という発言をしていたら仲間から電話があつて、「我々だけの責任じゃないよ、広田さん。職員の質が悪い場合は職員の責任も伴うんだよ」と怒られましたけれども、そういう中で自己選択していく力があるということですね。それで、長尾先生はさすがに精神病院の経営者だなと。精神病院は昼夜一体が何とかと言っていましたけれども、そうじゃなくて、7万人とも10万人とも15万人とも言われる社会的入院の患者も外に出ていく法律だというふうに私はこれを勉強しているうちに思って、勘違いだったら厚労省が違ふと言っていたきたいんですけども、そういうふうにもう、いらっしゃらない人のことは言いたくありませんけれども、ここに事業者、さっきの野沢さんの話は本当に的確でしたよ。育成会、今度私も原稿書かせていただきますが、お友達になりますけれども、お友達になる前に嫌われるかもしれませんが。要するに一目コンシューマーだと思われる団体が実は事業者になっている。ここにこのややこしさがある、福祉の。そこがいわゆる企業との違いで、こんな大変なんだよということをここで言わないでほかで言っていて、ここで反論しないで、ほかで広田さんが、野沢さんがということになりますから。ぜひ事業者の皆さん、ここで本音を言っていたきたい。

私はコンシューマーの立場から、この自立支援法が、日払いの内容については今日論議になっていますが、こちらに置くとして、自立支援法が本当に障害者が自分の使いたいサービスを使えるということで、あといろんな課題はたくさんありますけれどもというふうに思っています。だから、ぜひ事業者の皆さん本音を言ってくださいということで、本音をお願いします。

○潮谷部会長

君塚委員、川崎委員、お願いいたします。

○君塚委員

2点ほどです。一つは、どなたもお話しされないので、野沢委員がマスコミのリーダーであるということも含めまして、野沢委員のご意見にバッシングほどではないのですが、少し意見を述べさせていただきます。熱海の話が出ました。ペンションではドタキャンはキャンセル料を取ると思いますが、私たち、重たいお子さんたちが今日は熱が出て行けませんと朝キャンセルが入ってもキャンセル料は取れません。それから、例えばペンションでもサービスの内容によって価格が違うと思いますが、私たちの場合には、そのサービス内容、これだけ自分で別にお金を払いますからこうしてほしいという対応はできませんで、基本的に営利企業営利追求の理念と福祉のこうした理念とを比較されるべきではないということを改めてこの部会では共通認識としていきたい思います。

もう一つは、3障害の一元化に対して、基本的に私たちも少しずつその準備をしています。例えば、私たち肢体不自由児施設ですが、寝たきりの多い児の中に、走り回る動く重症児の短期入所を受けています。そのために建物構造を何百万円もかけて対応をしていますけれども、負担となっています。一元化への準備のための対応に財政的補助が必要と考えており、何とかして頂きたい。その2点です。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

川崎委員。

#### ○川崎委員

実は、先ほど来から障害者自立支援法における質の高いサービスということが言われておりますけれども、実際、利用者の立場に立って何が質の高いサービスなのかなということ私にはちょっと疑問に思っております。

実は、従来の作業所がかなり、支援法になりましてどんどん新事業に移行してきました。そうしますと、やはり日払い制ということがかなり関係してきて、現場では利用者にある程度強要する、やはり来るようにというようなことを強要されて、本当に行きたくないけれども行っている。そのために精神の人の場合には体調を崩して休んでいる人もいます。そういう人へのサポートが実は今の事業所では何もされていない。そういうことを考えますと、本当に利用者の側にたった質の高いサービスというのは何なのかなということをおっしゃっていただきます。

確かに、就労につながっていけるということは障害者にとりましてはとても大きな生きがいになりますけれども、特に精神の場合にはなかなか一足飛びにいけない。ですから、就労継続をしている事業所においては、利用者は真に必要としているサービスを受けているか、実態はとても厳しいものだと考えます。個人のサービス計画が十分に機能しているかはいへんに疑問に思うところです。本当に利用者サイドに立ったサービス、その質の高いサービスがされていないのではないかと私を懸念しています。以上です。

○潮谷部会長

副島委員、お願いいたします。

○副島委員

今、矢面に立っています育成会です。野沢さんのほうからも育成会の弁護が出ました。本当に言われるとおりで思っているんです。特に、まず日中と夜間の分け方の問題にしても、我々は人間として、人として普通の生活をしたい、我々の子供にさせたいと思っ  
ているんです。それが、昼の生活場所と夜の生活場所がずっと24時間一緒だということ  
は不自然だと思っています。ただ問題は、全ての人がそうあってしかるべきかとい  
うことではなくして、そういうような状態が適した人もいるかも分からない。だ  
から、そういう面では原則的に昼と夜は分けるのが正解であって、特例のケース  
として一緒にすることも必要だと思います。

問題は日払いのところですよ。前回、育成会のほうから発表したときに、日  
払いについては利用者としてはすごくいい制度なんだと言いました。今まで私  
ども利用者の立場で考えたときに、これまでの福祉サービスがいいサービスだ  
ったのかということに対しては、疑問を持っているんです。本当に必要なサ  
ービスが少なく、ある面では我慢して今ある既存のサービスを利用していたん  
じゃなかろうかと。そういう中で、日払いということになると、本当に自分の  
体調に合わせてとか自分のやりたいことを、例えば就労の部分とか、それ  
から福祉的就労とかデイサービスとか、使い分けができるわけですね。だ  
から、そういうところで自分の体調、自分の思いに合わせて利用できる。こ  
ういうところから、やっと本人の、利用者本位のサービス体系ができたと思  
っているんです。

ただ、問題は、そのときにサービスがだんだんなくなってしまったり、利用  
できるものがなくなっている状態に今あります。それは、日割りということの  
問題よりも事業所側の経営が成り立っていない状態になったということでは  
ないかと思うんです。だから、日割りの問題と事業所の経営の問題は別の  
問題じゃなかろうか。日割りと同時に報酬単価の減額が発生していますね。  
日割りの体制で利用者が事業所を利用して、そしてかつ、いいサービスが  
提供される事業者の経営実態を保障していくということ、そのことがあ  
れば、この日割りというのはまさに我々利用者にとってはすごくいい制度  
だと言えるんじゃないかと思うんです。

それから、もう一つ我々が心配しているのは、これも野沢委員が言われた  
んですけど、福祉は税金を使っています。一方で、地域の中では我々の問題  
はいつも障害者の差別とか人権の侵害というところに結びついているん  
です。そういうことから、税金を使うことに対する納税者の理解というも  
のも必要な時代じゃないかと思っています。そうすると、地域の中で我  
々自身がサービスを利用して地域で安心して暮らせる、その姿を描くの  
に、納税者もそのことが妥当であると、そこには税金を使ってもいいと思  
うというふうな

形の制度設計をつくっていかないと、ただ権利だけで税金を障害者福祉に投下していくことになれば、障害福祉だけが社会保障制度じゃないわけですから、大きな問題の中で考えていくべきです。今までと同じような形で障害福祉のここだけに税金を投下すべきだという論法がだんだんと言いにくくなるような社会情勢だということも考えていかなければならないと思っています。やはり国民と一緒にあって、納税者と一緒にあってこの制度というものを考えていくような、そういう思いも必要じゃないかと思っております。そういう面で野沢さん一人だけにはしませんから。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

ただいままでの意見をずっと聞いておりますと、現状では日割りと報酬が連動してきている中での困難が一つあると。これからということを考えていきましたときに、皆様方の中で現体制がどんな影響を持ち、そしてそれが変えられていかなければならないのか、あるいは変えないでも元に戻っていいんじゃないかという意見があるのか、そこら辺のことも含めてお話を伺えればと思います。

星野委員。

#### ○星野委員

最もらしいお話だと私は思いながら聞いて、非常に不安になったのは、ぱたっと言って終わりますけれども、医療が崩壊した理由は何でしょうかね。それから、介護がなぜ一遍がたがたになって、それでまた単価を上げようという話になったのか。そのときそのときの行政のいろんな政治的な圧力もあるんでしょうけれども、本当に大事なものをきちっと守ろうというベースでいくか、先をどうつくるかというところがどうも見えない。その中に我々の今の話も一緒くたになってほうり込まれてしまったらたまらんといい思いを一つ持ちます。そこだけきちっとしながら、今の両方の話をやはりちゃんとやるべきだなと。あっちが悪い、こっちが悪いという話じゃなくて、いくべきだなと思っています。

それから、いろんな話に広まっていますから私もぜひお願いしたいんですが、新体系への移行のところで入所授産の話が出ています。私どもも、今のまま、そのままを認めろというつもりは持っていないので、そういう意味でいくと、私たちの意見のところで示しているように、地域生活移行というのも一つ大きなすばらしい方向性だと思いますけれども、それを生み出す安心して移行できる環境条件、あるいは施策、整備、そういったものが本当にきちっと整っていきながらそれを言うべきであって、そっちを抜きでさあ出ろ出ろという話がとにかく多いんですね。私はそういうふうに感じます。ですから、ここは一定限の経過措置をもう少しゆったりと持ってほしい。そうしないと、本当に不安に思っている利用者が、あるいは家族が多いということを思います。

それから、どうもこの資料の中に、これまで大臣発言や与党PTの発言から、考えてく